

平成27年度 公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団事業計画

事業活動方針

平成27年度は、財団の基本方針に基づき、引き続き各種講座をより充実して進める。

平成26年度に幹線道路及び駅前広場等の公共施設の花壇に草花を供給し、適正に管理する市からの受託事業を拡大したが、今年度は、花壇管理の拡大の他、一部の公園において緑地花壇等の管理を受託する。また、桜並木管理の事業も拡大し、市民と協働による花と緑のまちづくりを進めていく。緑地管理については、環境保全に貢献する地元企業との協働事業を推進する。市民との協働により開始した樹木の名札付けの事業については、主な公園において計画的に実施していく。

なお、事業の拡大に対応して組織体制を整えるとともに、事務所隣接地における市民向けの施設の整備と事務所の一部改修を進める。その他、基本財産の積立及び適正かつ効率的な運用に努めていく。

第1 公益目的事業

1. 花と緑に関する講座の開催

花と緑の普及啓発を図るため、引き続き各種講座を開催する。

また、将来的な公園緑地管理の受託を考慮し、市民参加の公園管理の担い手となるボランティアを養成していく講座を開催する。

① 緑を守るボランティア養成講座

市川の緑を守るボランティアを養成するために、緑地の植物や生態を学び、管理する技術を修得する講座

男女共同参画センター及び市内緑地の現場で4月～9月まで全7回。

募集人員は15名。

② 市川の緑地を知る講座

緑地保全の意義と課題を学びながら市川の緑地を訪ねる講座

男女共同参画センター及び市内の緑地にて、5月～6月まで全5回。

募集人員は30名。

③ 素敵なガーデニング講座

NHK趣味の園芸出演の人気講師や園芸各分野の専門家を講師として招く毎年人気の講座。

ニッケコルトンホールにて、5月～12月まで全7回。募集人員は100名。

④ バラ年間育成講座

市民の花バラを美しく咲かせるための年間育成講座。

里見公園及び南行徳公園にて、4月～翌年2月まで全9回。募集人数は各30名。

- ⑤ ナチュラルガーデン講座
ナチュラルガーデンを作り、適切に管理するための技術を学ぶ講座。
大洲防災公園にて、6月～翌年3月まで全8回。募集人数30名。
- ⑥ やさしい園芸基礎講座
家庭園芸の技術を楽しく、実践的に基礎から学ぶ講座。
男女共同参画センターにて、4月～9月まで全6回。募集人数は35名。
- ⑦ 自分でできる庭木の手入れ講座
家庭の緑化を推進するための庭木の手入れ法を現場の職人から学ぶ講座。
里見公園にて5月～11月に全5回。募集人数は20名。
- ⑧ ハンギングバスケット講座
壁や門扉を利用して花や緑を楽しむハンギングバスケットづくりを学ぶ講座。
里見公園にて、4月～11月まで全3回。募集人数は30名。
- ⑨ 楽しい寄せ植え講座
季節の寄せ植えを学ぶ講座。
南行徳市民センターにて、6月～10月まで全3回。募集人数は30名。
- ⑩ 親子で木工工作体験講座
身近な林や公園で集めた木の実や竹材、木材を使って、親子で木工工作をする講座。
里見公園にて、8月～12月まで全3回。募集親子15組。
- ⑪ その他単発講習会
ハンギングバスケット、寄せ植えづくり、夏休み親子講座など。

2. 園芸相談

市民から来訪、電話、葉書き等で寄せられる園芸に関する相談に対し、随時対応する。

3. 催し物等の開催

花と緑のまちづくりに関する普及啓発を図るため以下の催し物を開催する。
また、各種行事に参加・協力して、財団のPR及び花と緑の普及啓発を推進する。

- ① ローズいちかわフェアの開催
市民の花バラの展示及び普及促進、並びに花と緑のまちづくりの啓発を図るため、ローズいちかわフェアを開催する。
里見公園バラ園を中心にして、5月23日に開催。
- ② 樹木の名札付けイベントの開催

市内の主な公園において計画的に市民参加による樹木の名札付けを行っていく。
昨年度に引き続き、地元企業の協賛を得て行う。

4. 市民活動の支援

花と緑のまちづくりに貢献する市民活動を支援する。

① 緑のボランティア活動支援

緑地の自然調査、適正な管理作業などのボランティア活動を行っている登録市民団体等に対し支援を行うとともに、刈払機講習会などを開催し人材の育成を図る。

② 花壇管理（市川ガーデニングクラブ）支援

市民等で組織する市川ガーデニングクラブ（56 団体、約 500 名）あるいは自治会等が都市公園等で行う花壇管理に関するボランティア活動に対して、年に 2～3 回、花苗などの支援を行う。

また、ボランティア活動支援のために必要な資機材を提供する。

③ 花壇づくり支援

商店会等市民による地域における花壇づくりを支援するため、2 年間に限り、必要な資材、花苗等を支援する。

5. 市民の花バラの普及促進

1975 年より市民の花と定められているバラについて、その普及促進活動を総合的に進める。

① 普及啓発

財団のホームページにバラ情報を掲載、小冊子「由緒あるバラの街 市川」の配布、「ローズいちかわフェア」の開催、各種イベントへの参加による PR などにより、普及啓発を図る。

② 管理公開

昨年度に引き続き里見公園他 6 公園のバラ園及び国道 14 号分離帯他 3 箇所のバラ花壇について、草刈、薬剤散布、剪定等の管理を適切に行う。また、計画的にバラ園の拡充整備あるいは補植等を行って、市内バラ園の拡充とともにそれぞれの個性化を図る。さらには、写真付の名札を付けるなどして、親しみやすく観賞しやすい工夫を行い、市民に展示公開する。

③ バラ園をバラ育成体験学習の場、バラボランティア人材育成の場として活用

バラ園の一部について、バラ年間育成講座の体験学習の場として、また、バラボランティアの人材育成の場として活用する。

バラ園：里見公園、須和田公園、大洲防災公園、行徳駅前公園、南行徳公園、
広尾防災公園、大町動植物園

バラのある花壇：国道14号分離帯、京成八幡駅ロータリー、市役所本庁舎前、
都市計画道路3・4・18号線植樹帯など

6. 公共施設をはじめ街における花と緑の普及促進

市民生活に密接に係わり、しかも都市景観の形成に効果的な公共施設をはじめ市街地において、積極的に花と緑の普及促進を図る。

① 市役所等公共施設における推進

市役所及び公民館、学校等の公共施設において市民の花バラをはじめ、草花花壇、ハンギングバスケット、観葉植物等、花と緑を普及促進し管理を行う。

② 桜並木整備

河川堤防及び公園等の公共施設に樹木オーナー制度を活用して桜の植栽を行い、市民等と協働して草刈、薬剤散布、施肥等の管理を行う。また、随時開花情報等をお知らせし、オーナー間の交流を促進するとともに花見を楽しんでいただく。

江戸川堤防市川南地区、江戸川放水路堤防妙典地区、江戸川堤防国府台地区、
広尾防災公園、国分川調節池に計197本

③ 公共施設の草花植栽管理

昨年度に引き続き、市川市のガーデニングシティいちかわ事業の一環による受託事業として、幹線道路及び駅前広場等の公共施設の花壇に草花を供給し、適正に管理する。今年度は、さらに南行徳駅前広場他1箇所を加えて事業を拡大する。

管理する花壇等：国道14号分離帯、市役所本庁舎前、京成八幡駅前ロータリー、
都市計画道路3・4・18号線植樹帯、妙典駅前広場、行徳駅前広場、
南行徳駅前広場、行徳駅前通り植樹帯、行徳フラワー通りなど

④ 公園緑地の総合管理

今年度より、大洲防災公園における緑地・花壇等の植栽、剪定、除草、刈込等の総合管理の一部を受託し、市民に良好な花と緑の環境を提供する。

また、ボランティアを育成し、市民との協働による良好な公園づくりを通じて花と緑のまちづくりに努める。

7. 生垣助成

潤いのある緑豊かな環境づくりと地震や火災などの災害に対して強いまちづくりの一環として生垣を推進するため、市民および事業所等が生垣を設置する場合に助成する。

上限15,000円/m当たり

助成条件

- ・道路に面した部分に設置するもの

- ・植栽の方法は、1メートル当たり2本以上又は樹木が相互に葉が触れ合う程度に列植するものであること
- ・樹木の高さが1.20メートル以上であること
- ・生垣の総延長が3.0メートル以上であること

8. 屋上緑化助成

都市の快適環境を創出すると共にヒートアイランド現象の緩和を図る一環として屋上緑化を推進するため、市民および事業所等が屋上緑化を実施する場合に助成する。

助成条件

① 屋上緑化

建築物の屋上に3平方メートル以上の面積の緑化区画の造成(耐久性のある大型プランターの設置を含む)を行い、当該緑化区画に樹木等を植栽すること。

上限 500,000 円

② ベランダ緑化

建築物のベランダに1平方メートル以上の面積の緑化区画の造成を行い、当該緑化区画に樹木等を植栽すること。

上限 200,000 円

③ 壁面緑化

ツタその他の樹木を植栽し、建築物の壁面又は壁面に設置したフェンス等を覆わせること。

上限 100,000 円

9. 花壇助成

市川市が進める花と緑に満たされた魅力あるまちづくりの一環として、本市内において接道部に花壇等を設置する者に、予算の範囲内で必要な費用を助成する

① 花壇新設

道路と接した面の延長が1m以上、幅0.5m以上、道路からの高さ0.6m以下の花壇等を設置すること。

上限 15,000 円/㎡

② プランター新設

容量100ℓ以上で長形が道路と接すること。

上限 5,000 円/基

③ 種苗

10. 駐車場緑化

緑化推進の一環として、駐車場の緑化を行うものに対して、費用の一部を助成する。

11. 緑化活動団体等への助成

普及啓発や推進活動を実施している緑化団体等に対して助成する。

第2 収益事業

1 自動販売機等の経営

自動販売機等経営を行うことにより、公益目的を達成するために行う財団運営の一助とする。

里見公園他15公園において、財団が有償で土地を確保し、入札により自動販売機会社5社に対して37台の自動販売機の設置許可をしている。

また、昨年度よりアイスクリームの自動販売機の設置を1公園1箇所において試験的に実施しているが、今年度は設置個所の拡大を含めて引き続き試験的な運用を行っていく。

なお、財団は自動販売機会社から売り上げの一部を手数料として受け取り、収益としている。

第3 法人管理事業

1 基本財産の造成、管理及び運営事業

基本財産の安定化及び財団運営の健全化を図るため計画的な積立に努めるとともに、安定的かつ効率的に運用して利息収益を確保するものとする。